

構 築 会 大 阪 支 部 会 則

(名 称)

第1条 本支部は、構築会会則第4条の規定による地区支部として、構築会大阪支部と称する。

(事務局)

第2条 本支部の事務局は、第6条に定める支部幹事長宅に置く。

(目 的)

第3条 本支部は、会員の親睦及び構築会の後援を目的とする。

(事 業)

第4条 本支部は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 年1回の支部総会の開催または臨時総会の開催
- (2) 懇親会、講演会、見学会等の開催
- (3) その他の行事の開催

(会 員)

第5条 本支部の会員は、構築会会員（但し、学生会員は除く）のうち、大阪府内に勤務する者または支部役員会で入会を認められた者とする。

(役 員)

第6条 本支部に支部長1名、副支部長2名、支部監事2名、支部幹事長1名、支部幹事若干名の役員を置く。

役員任期は2年とする。但し、再選を妨げない。

欠員が生じた場合は、役員会において協議し、これを定める。

支部長は、本支部を代表し、会務を総括し、会議の議長となる。

副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故あるときは、支部長の任務を代行する。

第7条 役員は、会員の中より支部総会において選出される。

(役員会)

第8条 役員会は、支部長が必要と認めた時、随時これを開く。

(会 計)

第9条 本支部の会計は、会員の拠出金・構築会からの補助金及びその他を充てる。

第10条 本支部の会計は、支部監事が監査し、その承認を得て支部総会及び構築会に報告する。

(会則の変更)

第11条 本支部の会則の変更は、役員会の議決によってこれを定め、支部総会に報告する。

付 則

1. この会則は、昭和62年5月16日より実施する。

〔改正：平成 元年10月20日〕

〔改正：平成 5年11月 5日〕

〔改正：平成17年 8月 5日〕